

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

① 法人名称	学校法人大阪歯科大学
② 設置大学名称	大阪歯科大学
③ 担当部署	大学管理部総務課
④ 問合せ先	soumu@cc.osaka-dent.ac.jp
⑤ 点検結果の確定日	令和 8 年 9 月 24 日
⑥ 点検結果の公表日	令和 8 年 9 月 25 日
⑦ 点検結果の掲載先 URL	https://www.osaka-dent.ac.jp/about/prof/idea/governance_code.html
⑧ 本協会による公表	☒ 承諾する ☐ 否認する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明
—	—

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明
—	—

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 1－1 ①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	本学は、建学の精神を「大学ホームページ」「大学案内」等に掲載し、広く社会に公表している。 https://www.osaka-dent.ac.jp/about/prof/idea.html 歯学部・医療保健学部（口腔保健学科、口腔工学科）・看護学部の教育研究上の目的は「大阪歯科大学学則」に、歯学研究科・医療保健学研究科の目的は「大阪歯科大学大学院学則」に規定し、大学ホームページ等でステークホルダーに対し明示している。 https://www.osaka-dent.ac.jp/about/s9b92u0000001f28-att/20250401gakusoku.pdf https://www.osaka-dent.ac.jp/about/s9b92u0000001f28-att/20260401dgrad_gakusoku.pdf
実施項目 1－1 ②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	大学全体及び学部・研究科の三つのポリシーを定め、各学部・研究科において、自己点検・評価と連動しながら適宜見直しを行うことで、3ポリシーの実質化に努めている。
実施項目 1－1 ③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	学長がリーダーシップを適切に発揮するため、学校法人大阪歯科大学管理運営規則において学長の責務や補佐体制（副学長・学部長の役割）を規定している。 教授会及び主任教授会については、教育・研究・臨床に関する学長の諮問機関である旨、大学学則第8条に明記している。
実施項目 1－1 ④	説明
教職協働体制の確保	教員と事務職員等は、教育研究活動等を組織的かつ効果的に管理・運営するため、全学的な教学事項を協議する大学協議会等各種委員会に事務職員が構成員として参画し、組織的な教職協働体制を確保している。
実施項目 1－1 ⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長の下に FD 推進組織として「FD 委員会」を設置し、年次計画に基づき、セミナーの開催等取組みを推進している。また、SD 推進組織として「SD 推進委員会」を設置し、大学職員としての専門性と資質の向上のため、SDに係る取組みを計画的に実施している。

原則１－２ 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2 ①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	進行中の第2期中期計画（2025年度～2029年度）の冒頭で、本計画は、大学基準協会の認証評価結果を踏まえるとともに、「学修者本位の教育」の実現のため、教育・学修成果の可視化や、SDGsに関する教育研究面の取組みを含んだものであると

	述べて、その策定方針を明確にしている。 同計画の中で、七つの基本的重点項目を掲げ、5年間にわたるそれぞれの具体策を示すとともに、「財政基盤の充実」（基本的重点項目）を具体化した「第2期中期財政アクションプラン」を策定し、主要目標及び主要施策を定めている。
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	中期計画において「大学運営の方針に沿った中期計画の執行を管理する中期計画管理委員会を立ち上げる」としているものの、現時点では当該委員会は未設置である。中期財政アクションプランについては毎年度、決算と併せて理事会で進捗状況の確認・評価を行い、必要に応じて計画を見直している。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	「歯科医学・医療に関する専門知識、技術の習得と共に、思いやりの心を涵養し、自らの選んだ道に深い使命感をもって、社会に対する奉仕的人生観を体得して、「博愛」と「公益」に努める。」という建学の精神に基づいて人材育成を行い、社会の要請に応じた学びの機会を提供している。
実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	本学独自の公開講座や附属病院主催の健康セミナーを毎年開催し、教育・研究・診療活動等の成果を社会に還元している。 歯科衛生士としての技術を修練する研修施設「歯科衛生士研修センター」を附属病院に開設し、復職希望の歯科衛生士や新卒歯科衛生士対象の研修プログラムを提供するなど、地域の人材不足解消に尽力している。また、看護学部棟に地域連携・実践研究センターを置き、「ODU みんなの保健室」等を通じて地域住民の健康づくりに貢献している。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	障がいのある学生の修学等の支援に関する指針を定め、多様な背景を持つ学生を受け入れる学内体制・環境を整備するとともに、合理的配慮の適切な実施に向けた取組みを進めている。 職員については、女性が活躍できる雇用環境を整備するため、管理職に占める女性職員の割合 20%以上を目標とする「学校法人大阪歯科大学行動計画」を策定している。そのほか、人権啓発推進委員会（委員長＝学長）主催による人権啓発講演会を毎年度開催し、人権意識の高揚に努めている。
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	役員は私立学校法第 30 条第 1 項又は第 45 条第 1 項に基づき人選を行っており、基準時点（令和 7 年 10 月 1 日～令和 8 年 10 月 1 日）において、女性役員は不在である。 評議員の選任は、年齢・性別・職業等に著しい偏りが生じないよう配慮して行う旨を評議員選任・解任規程に規定しており、今期の女性評議員は前期に比べ 1 名増となっている。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事の選任に当たっては、私立学校法第 31 条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない旨を寄附行為に定めており、これを遵守している。 理事の選考から選任までの手続は理事選任機関が行い、同機関の構成や取扱事項は、寄附行為及び理事選任機関運営規程に定めている。同機関が選定した理事候補者については、私立学校法第 30 条第 2 項に基づき、あらかじめ評議員会の意見聴取を行う旨を寄附行為等に規定し遵守することで、選任過程の透明性を確保している。
実施項目 3－1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会及び理事の職務並びに理事会の運営については、私立学校法に基づき、寄附行為に規定し遵守している。寄附行為において、理事長・常務理事・業務執行理事の職務を明記するとともに、寄附行為施行細則において教学・総務・財務・人事・調査の法人業務を規定し、これらの業務を業務執行理事及び常務理事が分担するとしている。 評議員会の決議及び諮問事項については、私立学校法に基づき、寄附行為に規定し遵守している。理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について、双方の決議が異なる場合の理事会及び評議員会の協議について寄附行為に定めている。また、評議員会における役員の出席及び説明責任についても寄附行為に明示し、運営の透明性を確保している。
実施項目 3－1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	毎月 1 回の定例理事会において入学者選抜実施状況、資産運用状況、教学・附属病院・労務関連事項、外部補助金交付状況等を報告し情報共有している。また、理事長・学長が教職員を前に年頭所感を述べる新年互礼会は、FD・SD 研修会を兼ねており、理事も毎年出席している。

原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3－2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事及び会計監査人の選任については、私立学校法に基づき、寄附行為に規定し遵守している。 監事は評議員会の決議によって選任され、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任する旨、寄附行為に定めている。 会計監査人については、私立学校法第 84 条第 2 項に基づき、選任に係る評議員会への議案の内容決定を監事の過半数合意によって行う旨を寄附行為に規定し、評議員会で議決する前に理事会でも審議するなど、選任過程の透明性を確保している。 会計監査人選任に係る議案の決定に当たっては、候補者の監査法人の概要が示された資料や監査報酬の見積書等を参照し判断している。
実施項目 3－2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監事、会計監査人及び内部監査室 3 者による情報共有・意見交換会等を年 2 回開催している。この中で、本法人の課題に対し

	共通認識を図ったうえで、その後の改善状況を経過観察し、改善されていないときは、担当部局に継続して対応を要請するなど、監査機能の充実に取り組んでいる。
実施項目 3-2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	寄附行為及び内部統制システム整備の基本方針に基づき、理事会、評議員会等の重要会議に出席し、当該資料の閲覧・質疑を行っている。また、文部科学省・学校法人監事研修会等の参加により、監査業務に関する知識修得に努めている。

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員の定数は、本法人の教職員 2～4 名、本学の卒業生 13～16 名及び学識経験者 15～20 名の合計 30～40 名である。評議員の選任については、年齢・性別・職業等に著しい偏りが生じないように配慮して行う旨、評議員選任・解任規程に定めている。教職員及び卒業生の評議員は評議員会において選任し、学識経験者の評議員は理事会において選任する旨を寄附行為及び上記規程に規定しており、評議員会選任評議員については議決前に理事会で報告を行うなど、選任過程の透明性を確保している。
実施項目 3-3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会及び評議員の職務並びに評議員会の運営については、私立学校法に基づき、寄附行為に規定し遵守している。評議員会での議決及び意見聴取時には、議長から全評議員に対し意見を求めたうえで、採決を行っている。 評議員会の決議及び意見聴取については、私立学校法に基づき寄附行為に規定し遵守している。理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について、双方の決議が異なる場合の理事会及び評議員会の協議について寄附行為に定めている。また、評議員会における役員の出席及び説明責任についても寄附行為に明示し、運営の透明性を確保している。
実施項目 3-3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	全評議員に対し、評議員会開催1か月前に開催通知と議事日程を、1週間前までに会議資料を発送している。また、定時評議員会及び予算評議員会において毎回、学務・庶務に関する学内報告を行っているほか、大学行事の案内等により情報を提供している。

原則 3-4 危機管理体制の確立

実施項目 3-4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	内部統制システム整備の基本方針に基づき、「危機管理規程」を整備し、危機管理の基本方針、役割権限、リスクの評価方法、リスク対応方法等を規定している。 そのほか、災害（地震、火災）発生時の初動対応マニュアルを準備し、地震発生時には全学生、教職員（特任教員、契約職員を含む。）の安否確認を迅速に行えるよう、ANPIC システムを導入している。 また、附属病院事業継続計画（BCP）を策定し、医療安全管理委員会を中心に、PDCA サイクルを通じて本計画の持続的改善に

	取り組んでいる。
実施項目 3－4 ②	説明
法令等遵守のための体制整備	内部統制システム整備の基本方針に基づき、「コンプライアンス推進規程」を整備し、コンプライアンス推進統括責任者・推進責任者・推進担当者及び役員・教職員の責務等を定めている。本学のすべての教育・研究・診療活動、業務に関し法令、寄附行為、学則、諸規程を遵守するよう学内ポータルで周知、共有している。また、法令順守の徹底を図る意味から、公益通報に関する規程を整備し、公益通報窓口を内部監査室に置いている。

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1 ①	説明
情報公開推進のための方針の策定	「情報公開規程」を整備し、公開の対象となる情報や公開の方法（ホームページでの掲載等）等を定めている。教育研究上の情報や財務情報など、法令で定められた項目を公開している。
実施項目 4－1 ②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	大学ホームページや附属病院ホームページ、受験生向け「大学案内」（冊子）等により、法令で定められた情報の公開にとどまらず、教育・研究・診療活動や学生生活全般にわたる幅広い情報を発信している。

Ⅱ－Ⅱ. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明